る広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、埼玉県東部と茨城県西部を結ぶ新たな自動車専用道路として、現道が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である埼玉県知事及び茨城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成８年３月、平成６年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年５月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるシラコバト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコジュリン、メダカ、ゲンゴロウ等が確認されている。このうち、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家からなる検討委員会を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。シラコバト、ハヤブサ、コジュリンについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が多く存在していることなどから影響は少ないとされている。メダカ、ゲンゴロウについては、生息環境を橋梁で通過することなどから影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウモ、ノカラマツ、キキョウ、ハナムグラ、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が30箇所存在するが、このうち17箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る13箇所についても茨城県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北自動車道と常磐自動車道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、埼玉県区間については平成８年４月５日に都市計画決定された都市計画と、茨城県区間については平成７年３月23日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、支障物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、埼玉県及び茨城県の内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、久喜市長を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県幸手市役所

茨城県猿島郡境町役場、坂東市役所、常総市役所及びつくば市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　茨城県坂東市弓田字立山、字鐘打、字鐘打東、字猪子、字三ツ又、字埃倉及び字真那板倉地内

茨城県常総市大生郷町字六方、字金戸、字四ツ谷、字鉄替地、字香取前、字宮原前及び字大部堂、花島町字天王原並びに大輪町字築地地内

茨城県つくば市高須賀字霜田、字下原、字東谷津及び字高須賀、鍋沼新田字長峯、真瀬字寒井及び字堀附、下河原崎字下河原崎並びに島名字中西、字榎内及び字前野地内

○防衛省告示第二百二十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十二日

防衛大臣　森本　敏

期　間　平成二十四年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒
　　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒
　　東経一四二度〇七分四七秒